

## 「第5次ぐんま DV 対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」の策定について

### 1 計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「第4次ぐんま DV 対策推進計画」の後継計画として、また、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく都道府県計画として、本県の女性支援の実情を踏まえて策定するものです。

### 2 基本方針

- ・DV 対策の総合的な推進
- ・官民連携による困難な問題を抱える女性への包括的な支援

### 3 基本目標

- I 暴力を許さない社会づくりの推進
- II 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実
- III 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備
- IV 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実
- V 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進

### 4 計画期間

令和6年度～令和7年度まで（2年間）

### 5 数値目標

基本目標	指 標	基準値 (R5年度)	目標値 (R7年度)
I	DV 等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	37.2%	20.0%
II	アウトリーチ支援を行う団体数	4 団体	5 団体
III	一時保護委託先の数	9 施設	14 施設
IV	女性自立支援施設退所者のアフターケア実施率	36%	100%
V	配偶者暴力相談支援センター設置数	8 か所	1 2 か所
	市町村DV対策基本計画策定数	2 6 市町村	2 8 市町村

※一時保護委託とは、女性相談支援センターが、一定の基準を満たした施設に委託をして、DV被害等女性・同伴児童を一時保護することをいいます。

※詳細は県ホームページをご覧ください。<https://www.pref.gunma.jp/page/628361.html>